

発行 株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
https://www.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第189号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
We make food labeling accessible for everyone.



各国のアレルゲン表示に関する基準の改正動向について

2024年3月28日に食品表示基準が改正され、アレルゲン表示推奨品目にマカダミアナッツが追加（まつたけは削除）されてから半年が経過しました。表示義務8品目、推奨20品目の計28品目の数は変わらないため、容器包装だけを見る限りは変化が分かりにくいですが、徐々に対応が進んでいる状況かと思えます。そこで今回は広く海外まで目を向け、今年に発表されたアレルゲン表示に関する改正情報についていくつかとりあげてみたいと思います。

2024年2月、オーストラリア農林水産省（DAFF）およびニュージーランド第一次産業省（MPI）は、新しいアレルゲン表示要件（[DAFF通知](#)、[MPI通知](#)）が発効されたことを発表しました。アレルゲンを太

字で表示する、「○○を含む」と表示する、などの変更があります。経過措置期間は2026年2月25日までです。

2024年7月、タイ保健省食品医薬品局（FDA）は「[包装済み食品の表示（第450号）](#)」（[原文（タイ語）](#)）を公布、施行しました。[英語版](#)もあわせて公表されています。アレルゲン表示対象品目として、「貝類、軟体動物およびその製品」が追加されました。経過措置期間は2026年7月19日までです。

2024年8月、サウジアラビア食品医薬品局（SFDA）は、[包装済み食品におけるアレルゲン表示基準の草案](#)を公表しました。アレルゲン表示対象品目の一覧のほか、太字、下線、色により強調する表示方法や、文字を添えたイラストによる表示方法も示されています。

2024年9月、英国食品基準庁（FSA）は、[予防的アレルゲン表示（Precautionary Allergen Labelling：PAL）に関する取り組みの最新情報](#)を発表しました。英国のPALの動向については以前（[2023年11月](#)）にも取り上げましたが、最新情報ではアレルゲン閾値（誘発用量による基準化）の使用に関する提案が発表されています。

また2024年未だに、米国FDAは「[連邦食品・医薬品・化粧品法の食品アレルゲン表示要件を含む、食品アレルゲンに関するQ&A](#)」と題する業界向けガイダンス草案を公開する予定とされています。

以上、簡単に各国の事例について紹介しましたが、タイの事例は包括的な表示基準改正である点に注意が必要です。包括的な表示基準改正の例としては、マレーシアの「[食品（改正）（No.4）規則2020年](#)」（2024年1月）、トルコの「[消費者情報と食品表示に関する食品コーデックス規則改正](#)」（2024年4月）などをあげることができます。

そして現在、コーデックス食品表示部会においてもアレルゲン表示について検討がなされており、2024年8月に「[アレルゲン表示に関する規定](#)」と「[予防的アレルゲン表示（PAL）の使用に関するガイドライン](#)」について意見募集が開始されています。とりわけ予防的アレルゲン表示（PAL）については誘発用量に基づき基準化された参照用量（mg/kg）が品目別（例：アーモンド1.0、落花生2.0、ヘーゼルナッツ3.0、小麦5.0、そば10、甲殻類200）に設定されており、閾値が明確化された改正案となっている点は注視が必要な動向と思います。

消費者行動の変化と技術進歩に伴い、今後もアレルゲン表示制度は変わっていくものと思われます。海外へ食品の輸出を検討されているなど今後の動向について関心のある方は、一度確認しておかれるとよいでしょう。

（川合）

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。




A FOODCHAIN ID COMPANY



**Regulatory Library
(gComply)**

各国基準情報の検索システム

世界中の基準情報データベースから、対象国の根拠文書（現地語 & 英語）を簡単に検索



ミニコラム

令和6年度

第2回日本版包装前面栄養表示に関する検討会について

2024年8月27日、「[令和6年度 第2回日本版包装前面栄養表示に関する検討会](#)」（以下、「検討会」とします。）が開催されました。今回は、第2回検討会で協議された主な議題内容について、整理していきたいと思えます。主な議題内容としては、「摂取時の状態の表示の許容」と「表示様式」の2つのテーマがありました。

■ 摂取時の量とのかい離が生じる食品の取扱いについて

栄養成分表示については、販売される状態における可食部分の栄養成分等の量を表示するものとしています。その一方で、日本版包装前面栄養表示については、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品（「水で抽出する食品」、「水で塩抜きする食品」、「湯切りする食品」、「一般的に牛乳を加える食品」、「調理方法を表示する調味料」）については、栄養成分表示には販売時の状態を表示した上で、標準的な調理方法を併記し、合理的な根拠に基づいたその表示値の根拠となる資料を保管することで、摂取時の状態の表示を許容することについての検討が必要とされています。

これについて第2回検討会では、[第1回検討会](#)での意見に加え、海外の事例も一部紹介された上で、摂取時の状態の表示の許容について意見交換がなされました。協議の中では、「水で抽出する食品」、「水で塩抜きする食品」、「湯切りする食品」のみにした方がよい」、「1種類の食品のみを加える場合、複雑性がないような場合は前面表示がよいのではないかと」、「レシピを担保した上でさらに多様性のある食べ方を考慮すると、このほかの料理に入るようなものも許容していった方がよいのではないかと」という3種類の意見が挙がり、第3回検討会で更に検討を進めるとしています。

参考：[資料2 摂取時の量とのかい離が生じる食品の取扱い\(2\)](#)

■ 日本版包装前面栄養表示の様式について

日本版包装前面栄養表示の様式については、「[我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性](#)」のうち、以下のポイントを中心に検討が必要とされています。

- 対象となる栄養成分等は、義務表示に位置付けられている熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）とすること。



- 対象となる栄養成分等の量に加え、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合を表示すること。
- 食品単位を当該食品の1食分であることを原則とし、当該1食分の量を合わせて表示すること。
- 任意表示の取組と位置付けた上で、一定のルールが必要であること。

[第2回検討会](#)では、令和5年度分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会において一般消費者、管理栄養士、食品関連事業者などを対象として行われたインタビュー調査の結果を参考に、[日本版包装前面栄養表示の様式案の要件（案）](#)が示され、その内容などについて議論が行われました。議論の中では、「栄養素等表示基準値については、文言自体は表示に必ずしも含める必要はないが、パーセント表示にどのような意味があるかを明示する必要はある。」、「食品単位については、ロゴのパッケージの中には含めなくてよいが、近接する部分に明示する。ただし、推定値についてはなくてもよい。」などの意見が挙がりました。また、デザインは5成分（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）を主とし、補完的な栄養素等（ビタミンC、カルシウム、食物繊維など）を表示する場合には、第3回で引き続き検討が必要であるとされています。

令和6年度日本版包装前面栄養表示に関する検討会は、[全5回の実施が予定](#)されており、2025年（令和7年）2月以降にガイドラインが提示され、食品表示基準における位置付けが明確化すると考えられます。多くの食品関連事業者の皆さまに関わる事柄と考えられますので、今後の動向に注視し、公開される資料に目を通されることをおすすめいたします。

（大柴）

この記事はウェブで
お読みいただけます。

右のQRコードをスキャンし
てアクセスください。



執筆書籍 好評発売中！



新訂2版

基礎からわかる

食品表示の法律・実務ガイドブック



新訂2版 基礎からわかる食品表示の法律・実務ガイドブック

著者：石川直基 早剛由
株式会社ラベルバンク

出版社：第一法規株式会社

発刊日：2023年10月19日

価格：4,290円（本体：3,900円）

<https://www.label-bank.co.jp/column/book.html>



新しい社員のご紹介

9月から入社いたしました奥井菜菜美と申します。前職では管理栄養士として、福祉施設で食事提供に関わる厨房の衛生管理や利用者様の栄養管理に従事していました。食品表示に携わるのは初めてですが、新しい分野に触れることを楽しく思っています。早くお力添えができるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

（奥井）

今月のお気に入り言葉

初心忘るべからず

（ことわざ）



Label bank

毎月1日発行

WEBサイト：

<https://www.label-bank.co.jp/>

発行 株式会社ラベルバンク

〒532-0011

大阪市淀川区西中島 5-12-8

新大阪ローズビル 6F

お問い合わせ：

customer@label-bank.co.jp

Tel. 03-6260-9540